

福岡市宿泊税にかかる制度説明会



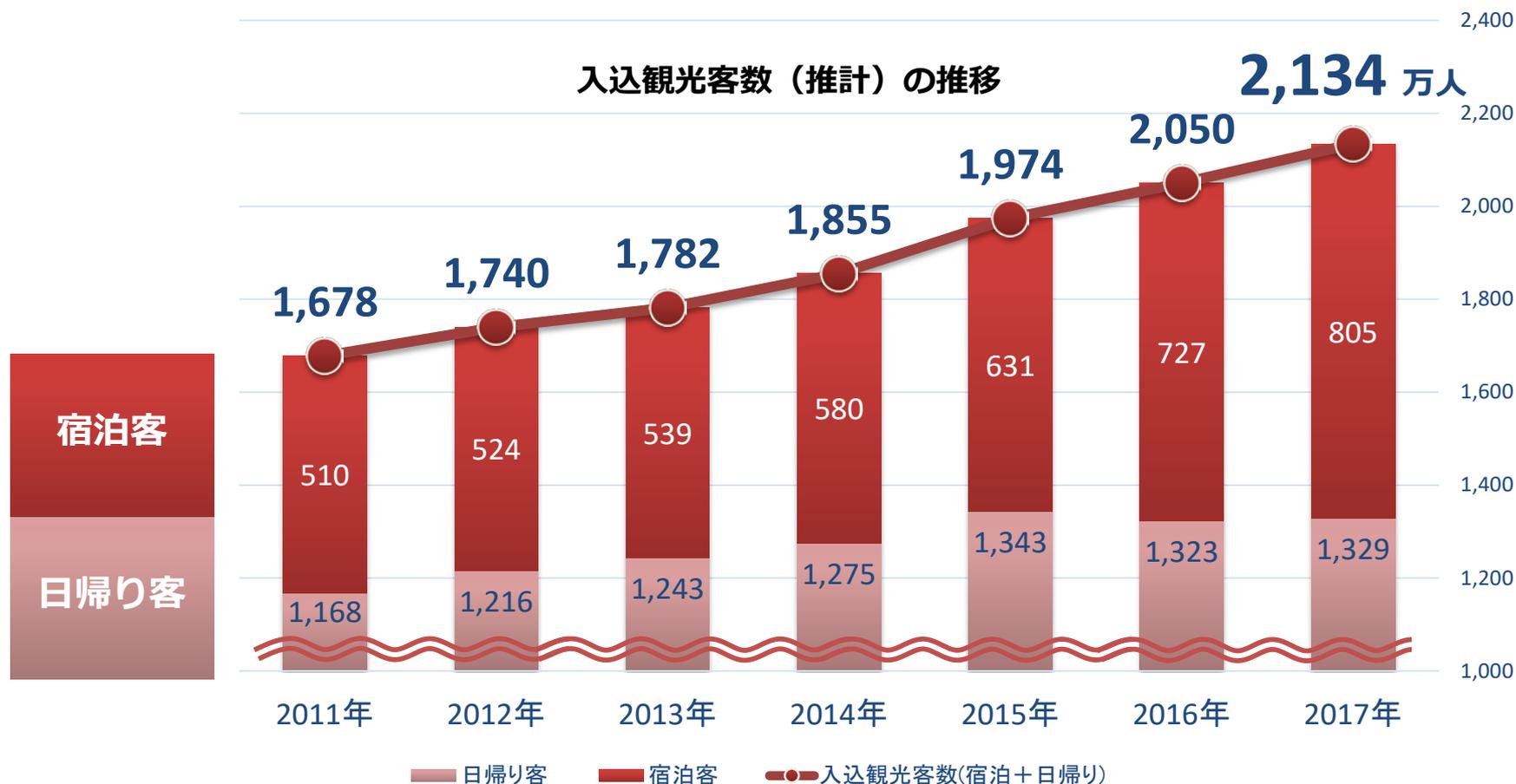
福岡市
FUKUOKA CITY

福岡市の観光・MICEの現状

- 福岡市はこれまで、より多くの観光客を呼び込み、九州全体の活性化につなげるため、**九州のゲートウェイ機能強化**を図っています
- 都市の認知度向上や産業振興のため、**MICEの振興やビジネス拠点の形成**を図っています
- インバウンドの急増等に対しては、交通混雑の解消やマナー啓発などを行っており、**観光振興による地域の活性化や市民生活との調和**がより重要となっています

観光・MICEによる交流人口の増加

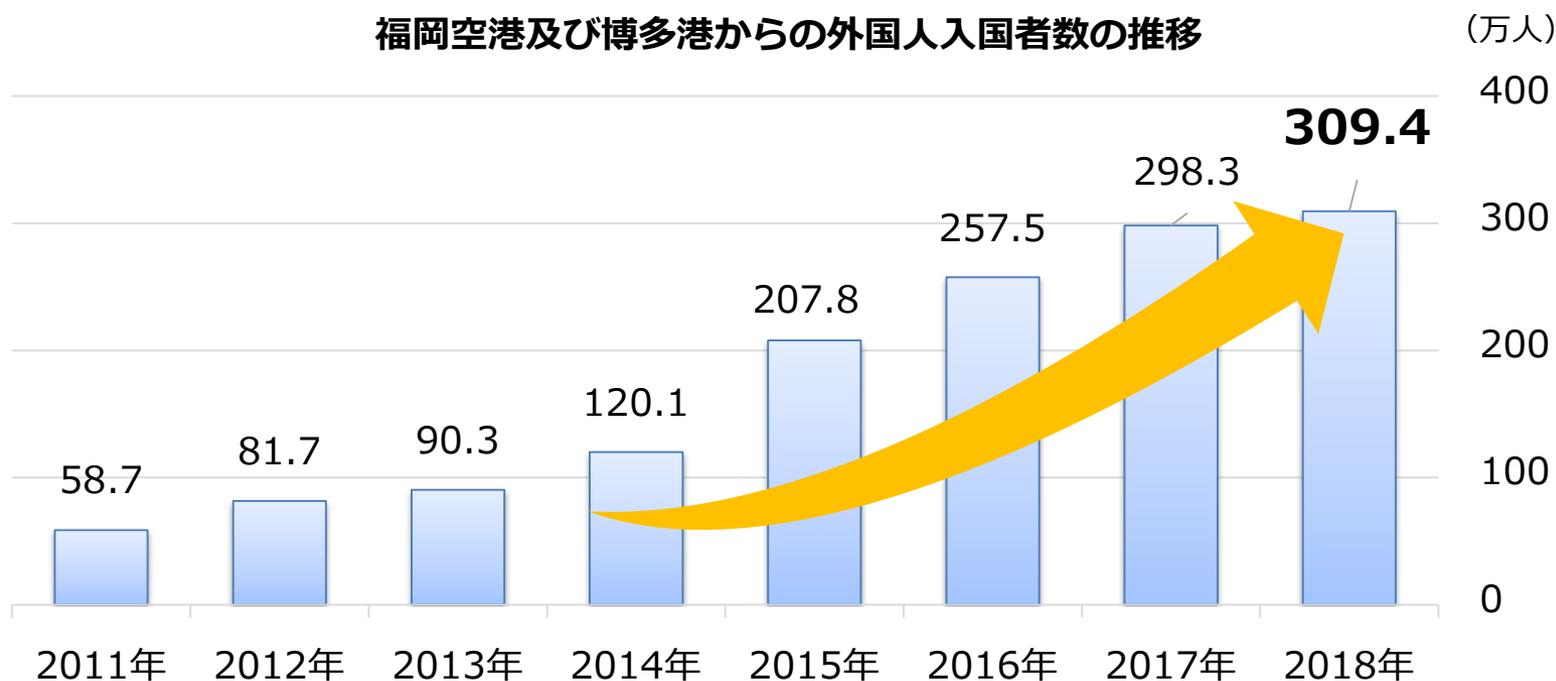
入込観光客数は、**6年連続過去最高の2134万人**（2017年）
うち、宿泊客数は、**5年で約1.5倍の805万人**（2017年）



観光・MICEによる交流人口の増加

外国人入国者数は、**4年**で約**2.6倍**の**309万人**(2018年)

福岡空港及び博多港からの外国人入国者数の推移

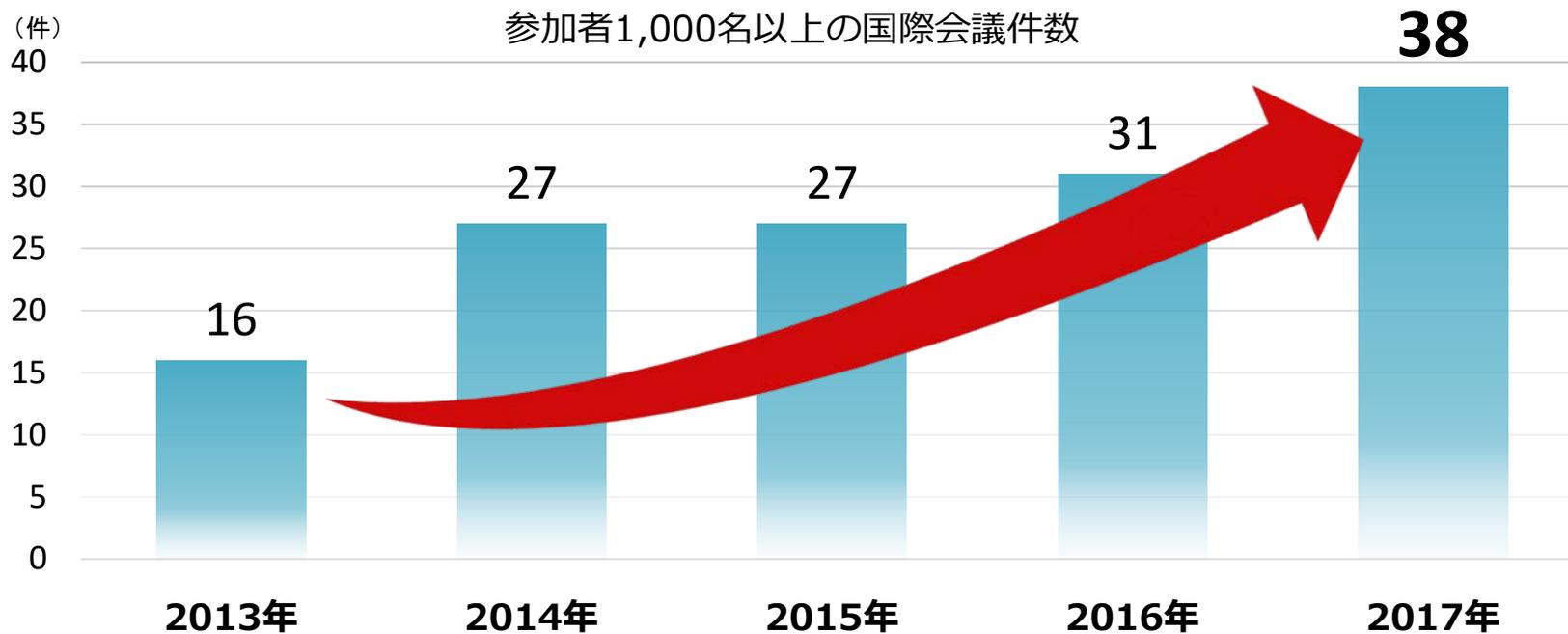


資料：法務省「出入国管理統計」

外国人入国者について、九州全体の約6割、福岡県の約9割が福岡市から入国し、その多くが九州各地を周遊している。

観光・MICEによる交流人口の増加

- ・ 国際会議開催件数（参加者1000名以上）は、
5年で約2.4倍の38件(2017年)



資料：日本政府観光局（JNTO）「国際会議統計」より抽出

福岡市内の宿泊客は、約6割がMICEをはじめとする
ビジネス客であり、ビジネス交流が盛んになっている

福岡市における宿泊税の導入について

福岡市の産業は、サービス業や小売業などの
第三次産業が約9割を占めているため、
たくさんの人に来てもらうことがまちの活性化につながる



**今後も福岡市が九州の玄関口として、利便性や魅力を高めて、
より多くの観光・ビジネス客を呼び込むための
観光振興の財源として宿泊税を導入します。**

福岡市観光振興条例に定める「宿泊税の使途」と 平成30年度までの福岡市の主な取組

(1)観光産業の振興

商店街インバウンド対策支援事業、おもてなし力向上支援補助金

(2)受入環境の整備

Fukuoka City Wi-Fiの提供、観光案内所の機能強化、観光案内板の設置

(3)観光資源の魅力の増進等

観光プロモーション事業、博多旧市街プロジェクト、
市街化調整区域におけるグリーンツーリズムの推進

(4)MICEの振興

MICEワンストップ体制の運営、スポーツMICEの振興、ハイクオリティホテル建設促進制度

(5)持続可能な観光の振興

適正民泊推進のためのガイドブック作成、外国人向けマナー映像の製作

宿泊税を財源とした今後の取組

受益と負担の関係を考慮しながら、福岡市が宿泊税を財源として、九州のゲートウェイ都市として利便性や魅力を高め、より多くの観光・ビジネス客を呼び込むことで宿泊客の増に取り組み、あわせて満足度の向上や観光産業の振興を図っていきます。

●九州のゲートウェイ都市機能強化に向けた取組

観光拠点の形成、観光バス駐車場・乗降場の整備、Fukuoka City Wi-Fiの利便性向上 等

●大型MICE等の集客拡大に対応するための取組

大型MICE受入準備、MICE開催おもてなし事業、都市の魅力的なコンテンツづくり 等

●観光産業や市民生活に着目した取組

観光地等の公衆トイレの洋式化、民泊を含む宿泊施設等の指導強化、特別徴収義務者への事務費支援 等



※なお、県税分については、県が、県全体の底上げに資する広域観光推進のため、福岡市内宿泊者の便益にも資する広域観光に係るテーマやルート形成、広域観光プロモーション、観光振興体制の整備に関する事業を実施することとしています。

宿泊税の制度及び特別徴収の事務手続きについて

宿泊税 特別徴収事務の手引

～ 宿泊施設経営者の皆様へ ～

10月・11月事業者説明会用

第1章 宿泊税について

● 宿泊税の徴収方法の概要 (手引 P.3、P.4)

宿泊税は特別徴収制度です。

納税義務者



宿泊者

特別徴収義務者



宿泊事業者様

宿泊料金
→
宿泊税

申告納入 →



※一般的には、旅館業の許可を受けた方
及び住宅宿泊事業の届出をした方

※福岡市域内の県宿泊税は、
地方税法の規定に基づき、
福岡市が市宿泊税と併せて
一括して賦課徴収を行います。

第2章 宿泊税のしくみ

● 特別徴収義務者の宿泊税の手続きと流れ (手引 P.5)

①はじめに

- ・ 旅館業法の認可
- ・ 住宅宿泊事業法の届出



②経営開始日が確定したら

- ・ 経営申告書を経営開始日の5日前までに市宿泊税担当に提出



③宿泊行為があったら

- ・ 宿泊者から宿泊税を徴収



④徴収した宿泊税は

- ・ 納入申告書を市宿泊税担当に提出
- ・ 納入書により金融機関等で納入

第2章 宿泊税のしくみ

● **納税義務者は宿泊者です。**（手引 P.5）

◎ **福岡市内に所在する旅館・ホテル・簡易宿所及び住宅
宿泊事業に係る施設の**宿泊者**。**

◎ **宿泊税は 令和2年4月1日**（福岡市宿泊税条例の施行日）
以後の宿泊施設への宿泊に対し、その**宿泊者**（**宿泊税の
納税義務者**）に課税されます。

第2章 宿泊税のしくみ

● 課税対象となる「宿泊」の判断基準 (手引 P.6)

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。(いわゆる違法民泊を含みます)

<旅館業法の許可が必要な宿泊とは・・・>

以下の4項目をすべて満たすものです。

- ・ **宿泊料を徴収している** (名称は問わない)
- ・ **社会性がある** (不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など)
- ・ **反復継続性がある** (宿泊募集を継続的に行っている場合など)
- ・ **生活の本拠ではない** (使用期間が一か月未満又は一か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など)

第2章 宿泊税のしくみ

● 宿泊料金とは (手引 P.8)

宿泊税の課税対象となる宿泊は、宿泊料金を伴うものです。

※宿泊料金がかからない（無料の）場合は、宿泊税は課税されません。

※宿泊料金とは食事代や消費税等を除きサービス料等を含んだ金額をいいます。

第2章 宿泊税のしくみ

● 宿泊料金とは (手引 P.8)

宿泊料金に含まれるものの例

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・ 清掃代
- ・ 入浴代
- ・ サービス料、奉仕料 等
- ・ 寝具使用料
- ・ 寝衣代

第2章 宿泊税のしくみ

● 宿泊料金とは (手引 P.8)

宿泊料金に含まれないものの例

下記については、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊料金から控除します。

- ・ 食事代
- ・ 遊興費
- ・ 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・ 消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・ 自動車代、煙草代、電話代、土産代等の立替金等
- ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

第2章 宿泊税のしくみ

● 宿泊者とは (手引 P.8)

宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊した者をいいます。

宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、**実際に宿泊した方**が宿泊者となります。

税の課税対象となる宿泊は、**宿泊料金を伴うもの**です。

第2章 宿泊税のしくみ

● 税率について (手引 P.9)

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊当たり次のとおりです。

税率		内訳 (参考)	
宿泊料金	税率	市税率	県税率
2万円未満	200円	150円	50円
2万円以上	500円	450円	50円

※福岡市・福岡県の税額を併せて徴収し、市へ納入していただきます。

第3章 経営申告書の提出

● 経営申告書とは (手引 P.13)

宿泊施設の経営者の方（特別徴収義務者となる方）は、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等の際、手続きが必要となります。

※原則、宿泊施設ごと（許可・届出の施設ごと）に行ってください。

ただし、以下のすべてに該当する施設については、**まとめて提出できる場合があります**ので、担当窓口までご相談ください。

- ① 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。
- ② 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない。

第3章 経営申告書の提出

● 経営申告書 (手引 P.13)

すでに宿泊事業を営んでいる方についても、
経営申告書を提出してください。

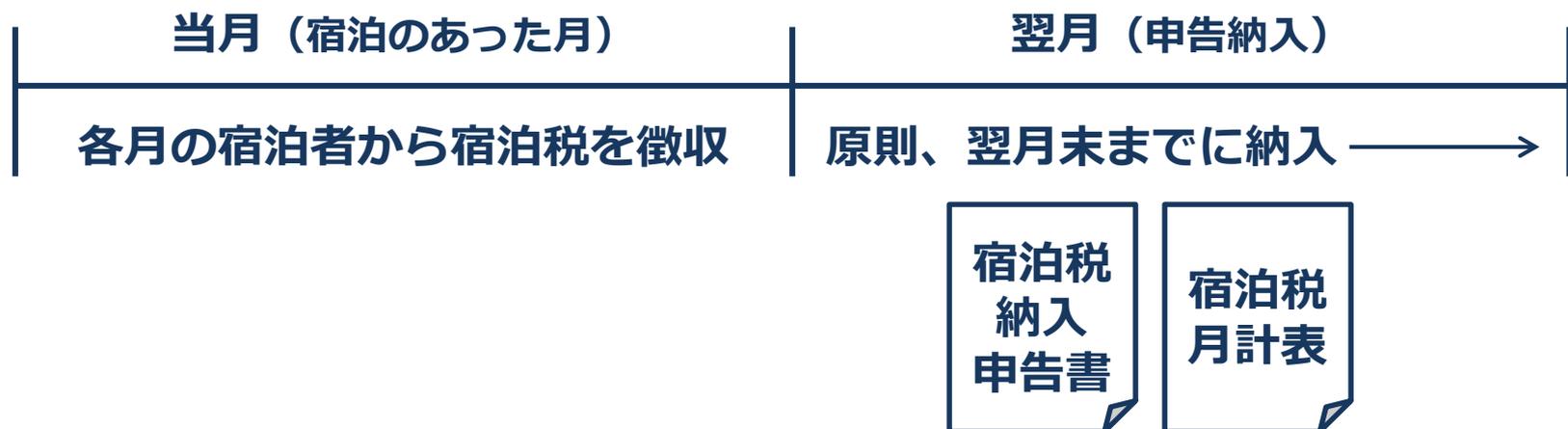
この場合「経営開始年月日」欄に事業開始日を記入して
ください。

施設の許可等を受けた方と実質的な宿泊施設の経営者が
異なる場合で、実質的経営者が特別徴収義務者となる場
合は、当該経営者が開始の申告を行ってください。

第4章 宿泊税の申告納入

● 宿泊税の申告納入期限 (原則 毎月申告が必要です。) (手引 P.17)

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則として翌月末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、市宿泊税担当に提出し、併せてその税額を納入書により納入。



第4章 宿泊税の申告納入

● 宿泊税納入申告書 (手引 P.19 記載例 P.31)

宿泊税納入申告書																													
受付印	<table border="1"> <tr> <td>※</td> <td>処理事項</td> <td>担当室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	※	処理事項	担当室																									
※	処理事項	担当室																											
1	<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>特別徴収義務者</td> <td>個人番号又は法人番号 (右群で記載)</td> <td>●●●●●●●●●●●●●●●●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名又は名称 並びに代表者名及び印</td> <td>株式会社 福岡市税観光 代表取締役 福岡 太郎</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住所又は所在地</td> <td>福岡市中央区天神1丁目8番1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>応答部署名 及び担当者名</td> <td>株式会社 福岡市税観光 経理部 福岡 次郎 (092 券 711-0000 番)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設名又は届出番号</td> <td>アオサキイ 福岡市税ホテル</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td>福岡市博多区博多〇〇丁目△△番〇〇号 電話 092-111-0000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設番号</td> <td>1234567</td> <td></td> </tr> </table>	2	特別徴収義務者	個人番号又は法人番号 (右群で記載)	●●●●●●●●●●●●●●●●		氏名又は名称 並びに代表者名及び印	株式会社 福岡市税観光 代表取締役 福岡 太郎	印		住所又は所在地	福岡市中央区天神1丁目8番1号			応答部署名 及び担当者名	株式会社 福岡市税観光 経理部 福岡 次郎 (092 券 711-0000 番)			施設名又は届出番号	アオサキイ 福岡市税ホテル			所在地	福岡市博多区博多〇〇丁目△△番〇〇号 電話 092-111-0000			施設番号	1234567	
2	特別徴収義務者	個人番号又は法人番号 (右群で記載)	●●●●●●●●●●●●●●●●																										
	氏名又は名称 並びに代表者名及び印	株式会社 福岡市税観光 代表取締役 福岡 太郎	印																										
	住所又は所在地	福岡市中央区天神1丁目8番1号																											
	応答部署名 及び担当者名	株式会社 福岡市税観光 経理部 福岡 次郎 (092 券 711-0000 番)																											
	施設名又は届出番号	アオサキイ 福岡市税ホテル																											
	所在地	福岡市博多区博多〇〇丁目△△番〇〇号 電話 092-111-0000																											
	施設番号	1234567																											
4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宿泊数 (泊)</th> <th>税率</th> <th>税額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和2年5月分</td> <td>宿泊料金 (1人1泊) 2万円未満</td> <td>784</td> <td>200円</td> <td>156800</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>37</td> <td>500円</td> <td>18500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税対象となる宿泊数</td> <td>821</td> <td>納入すべき税額</td> <td>175300</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税対象外</td> <td>51</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊数 (泊)	税率	税額 (円)	令和2年5月分	宿泊料金 (1人1泊) 2万円未満	784	200円	156800	2万円以上	37	500円	18500		課税対象となる宿泊数	821	納入すべき税額	175300		課税対象外	51							
区分	宿泊数 (泊)	税率	税額 (円)																										
令和2年5月分	宿泊料金 (1人1泊) 2万円未満	784	200円	156800																									
	2万円以上	37	500円	18500																									
	課税対象となる宿泊数	821	納入すべき税額	175300																									
	課税対象外	51																											
年月分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宿泊数 (泊)</th> <th>税率</th> <th>税額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">年月分</td> <td>宿泊料金 (1人1泊) 2万円未満</td> <td></td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td></td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税対象となる宿泊数</td> <td></td> <td>納入すべき税額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税対象外</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊数 (泊)	税率	税額 (円)	年月分	宿泊料金 (1人1泊) 2万円未満		200円		2万円以上		500円			課税対象となる宿泊数		納入すべき税額			課税対象外								
区分	宿泊数 (泊)	税率	税額 (円)																										
年月分	宿泊料金 (1人1泊) 2万円未満		200円																										
	2万円以上		500円																										
	課税対象となる宿泊数		納入すべき税額																										
	課税対象外																												
年月分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宿泊数 (泊)</th> <th>税率</th> <th>税額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">年月分</td> <td>宿泊料金 (1人1泊) 2万円未満</td> <td></td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td></td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税対象となる宿泊数</td> <td></td> <td>納入すべき税額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税対象外</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊数 (泊)	税率	税額 (円)	年月分	宿泊料金 (1人1泊) 2万円未満		200円		2万円以上		500円			課税対象となる宿泊数		納入すべき税額			課税対象外								
区分	宿泊数 (泊)	税率	税額 (円)																										
年月分	宿泊料金 (1人1泊) 2万円未満		200円																										
	2万円以上		500円																										
	課税対象となる宿泊数		納入すべき税額																										
	課税対象外																												
7	申告期限 令和2年6月30日																												

◆ 記入事項

- 宿泊税課税対象となる宿泊数
- 宿泊税額
- 宿泊税課税対象外となる宿泊数

- 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出が必要です。
- 申告書は、**宿泊施設ごとに作成**する必要があります。
- 申告納期限の特例が適用されている場合は、1枚の申告書に3か月 (または2か月) 分の申告内容を記入してください。

注 1 ※印の欄は、記入する必要はありません。
 2 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。
 3 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

第4章 宿泊税の申告納入

● 宿泊税月計表 (手引 P.19 記載例 P.33)

宿泊税月計表					
2 宿泊施設名 福岡市税ホテル			1 令和2年5月分		
3 税額200円			4 税額500円		
5 合計			6 課税対象外		
日付	税額200円	税額500円	合計	課税対象外	課税対象外
1	28	0	28	2	
2	32	0	32	1	
3	40	5	45	3	
4	38	8	46	4	
5	43	1	44	1	
6	25	0	25	4	
7	17	1	18	1	
8	19	0	19	2	
9	27	0	27	1	
10	23	0	23	1	
11	28	2	30	3	
12	12	1	13	2	
13	7	0	7	4	
14	10	0	10	0	
15	21	1	22	2	
16	35	0	35	1	
17	17	0	17	2	
18	26	2	28	5	2
19	34	1	35	0	
20	19	0	19	1	
21	20	0	20	1	
22	22	1	23	3	
23	23	0	23	0	
24	30	0	30	0	
25	24	2	26	0	
26	25	0	25	0	
27	21	1	22	1	
28	27	2	29	1	
29	29	5	34	3	
30	32	4	36	0	
31	30	0	30	2	
合計	784	37	821	51	2
7 宿泊税額			175,300 円		

注 この表を納入申告書に添付してください。ただし、記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

◎ 宿泊税の内訳を
宿泊年月日ごとに記載

◎ 「課税対象宿泊数」「課税対象外宿泊数」の
合計欄は、宿泊税納入申告書の「課税対象となる
宿泊数」「課税対象外」と一致させてください。

第4章 宿泊税の申告納入

● 宿泊税納入書 (手引 P.20 記載例 P.35)

市区町村コード 401307	福岡県		福岡市		宿泊税領収証書 (公)
口番 01750-4-960146	番 福岡市役所		加入者		
特別徴収義務者 住所又は所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号					
氏名又は名称 株式会社福岡市税観光 様					
種別 15	科目 9706	区 00	年度 02	事業者番号 *****	施設番号 1234567
申告期間 令和 2 年 5 月宿泊分		申告区分 (申告) 更正 決定			
税額 01	延滞金 02	加算金 03	合計額 05		
納期限 令和2年6月30日		06 領収日付印			
上記のとおり領収致しました。(納入者保管)					

(金融機関又は郵便局保管)

(福岡市保管)

申告された宿泊税は、
納入期限までに「宿泊税納入書」により
福岡市に納入してください。

◎ 納入期限は、原則翌月の末日まで

<注意点>

- 1か月分ごとに1枚作成してください
- 納入書には事業者番号と施設番号を記入してください。
- 納入書は宿泊施設ごとに作成してください。

第5章 適正な申告納入のために

- **宿泊税納入申告書**は、毎年3月頃に1年分まとめてお送りします。
- **宿泊税月計表**は記載事項が同様なものであれば、任意の様式での提出も可能です。
- **宿泊税納入書**は、宿泊税納入申告書とあわせて1年分まとめてお送りします。
- **帳簿等の記載, 保存 (手引 P.23)**

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、福岡市宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引に関して作成又は受領した書類を次のとおり保存しなければなりません。

第5章 適正な申告納入のために

● 保存期間 (手引 P.23)

◆ 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数・宿泊税額の記載がある帳簿については、納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から3月を経過した日から **5年間**です。

◆ 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されている、宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類については、宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から3月を経過した日から **2年間**です。

第6章 その他

●領収書等への表示（手引 P.27）

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。

税の名称表示は、福岡市で定めた標記で統一してください。

日本語表記は『宿泊税』、英語表記は『Accommodation Tax』です。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、
宿泊税額分も消費税の課税対象となります。

◀例1▶ 客室料金に宿泊税額を含まない料金設定の場合

◀例2▶ 客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

○ 合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
○○ ○○ 様		
		○○○号室 人数 1名
日付	項目	金額
○月○日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
合計		11,200円
○年○月○日 福岡県○○市○○○番地 ○○ホテル		
印 紙	受領印	

○ 宿泊税額を別に計上する場合

領収書		
○○ ○○ 様		
		○○○号室 人数 1名
日付	項目	金額
○月○日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
合計		11,000円
上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。		
○年○月○日 福岡県○○市○○○番地 ○○ホテル		
印 紙	受領印	

領収書		
○○ ○○ 様		
		○○○号室 人数 1名
日付	項目	金額
○月○日	客室料金	11,200円
合計		11,200円
上記金額には、宿泊税額200円が含まれています。		
○年○月○日 福岡県○○市○○○番地 ○○ホテル		
印 紙	受領印	

第6章 その他

●電子申告（手引 P.28）

宿泊税の手続きは、インターネットによる申告（電子申告）も可能となる予定です。

- ◆ 経営申告書の提出
- ◆ 宿泊税納入申告書の提出
- ◆ 申告の納入期限の特例の適用に係る申請書の提出
- ◆ 更正請求書の提出

※手続き等詳細については、2月下旬頃に「電子申告の手引」「電子申告利用申請書」をお送りする予定です。

広報ツールについて (メインデザイン)

B2ポスター(日本語+英訳)

※他に外国語(11ヶ国語) 計11版

12月からの配布を予定しております。
また、12月頃から福岡市HPで公開しますので、
ダウンロードの上、ご利用ください。

FUKUOKA NEXT

2020年4月1日より
福岡市では

宿泊税 をスタート

From April 1, 2020
Fukuoka City will introduce
accommodation tax.

FUKUOKA CITY

Accommodation TAX 숙박 세금 住宿稅

April 1, 2020 START

九州のゲートウェイ都市としての利便性や魅力を高めるため、
観光資源の魅力向上や受入環境の整備などに活用します。

To enhance convenience and attractiveness as a gateway city in Kyushu, it will be used to improve the attractiveness of
tourism resources and improve the reception environment.

wi-fiが
つながりやすい
Easy to connect wi-fi.

ビジネスでも
利用しやすい
Easy to use for business.

観光案内がわかりやすい
Easy to understand
tourist information.

支払い方法 宿泊料金の支払方法に応じて、宿泊施設等にお支払いください。
(納付された宿泊税は、宿泊事業者が福岡市へ申告納入します。)

method of payment Please pay to the accommodation facility according to the payment method.
(The paid accommodation tax will be reported to Fukuoka City by the accommodation company.)

宿泊料金 (1人1泊)	税率	Price of lodging (per person per night)	Tax Rate
20,000円未満	200円 (うち県税50円)	Less than ¥20,000	¥200 (Including prefectural tax 50 yen)
20,000円以上	500円 (うち県税50円)	¥20,000 or more	¥500 (Including prefectural tax 50 yen)

福岡市
FUKUOKA CITY

【お問合せ】
福岡市観光振興課 観光部 観光課
福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL/092-711-4541 FAX/092-733-5902
URL/www.city.fukuoka.jp

広報ツールの種類・デザイン

宿泊事業者様へ配布するツール（※最大11言語対応） （使いやすいものをご使用ください）

A4三つ折りリーフレット



- ①日・英・韓・繁体字・簡体字
- ②日・仏・独・伊・スペイン
- ③日・ベトナム・ネパール
アラビア語

計3版

三角POP



- ①日・英・韓・繁体字・簡体字
- 計1版

A4ラミネート



- ①日・英・韓・繁体字・簡体字
- ②日・仏・独・伊・スペイン
- ③日・ベトナム・ネパール
アラビア語

計3版

ステッカー



- 日・英・韓
繁体字・簡体字
- 計1版

フロントまわりでご利用ください

宿泊税の周知

旅行検討段階から宿泊時までの宿泊者の動線上で効率的に接触することで、
効率的に宿泊税導入を周知させます。

「出発前の人」 + 「宿泊までの移動動線」を押さえて宿泊税の周知徹底

福岡旅行を
計画している人

計画中の人の行動から
ターゲティング

WEB広告

市内交通の要所

宿泊者が通るターミナルと
移動中の動線で訴求

交通広告

宿泊施設

スムーズな支払い促進

宿泊施設用ツール

周知展開：WEB広告

海外・国内から「福岡」へ旅行を予定・検討している人に対し、インターネット広告を配信します。

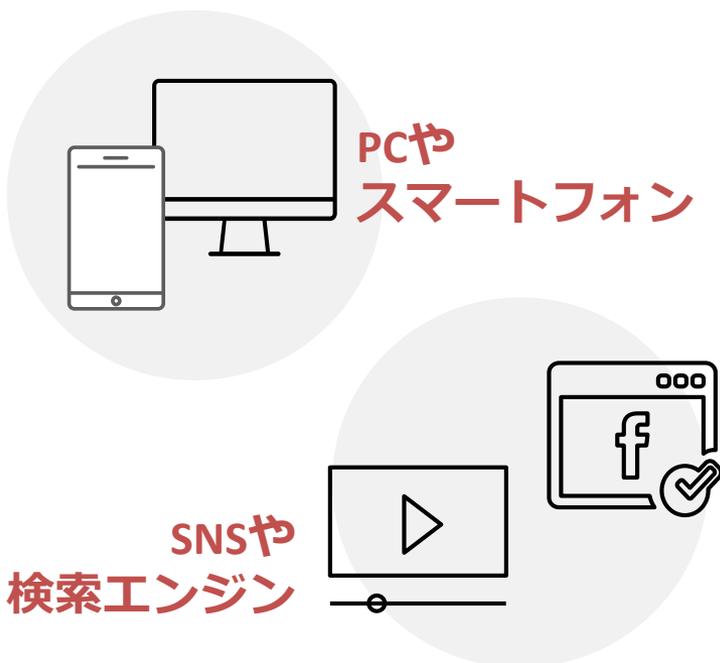


旅行検討層

+



旅行予約層



グローバルで200社以上の提携旅行ブランド
(※リストの一例)

ANA

HIS

Hertz

American
Airlines

UNITED

AVIS

BW Best
Western.

Marriott

HYATT

周知展開：交通広告



周知展開：交通広告

■ JR博多駅 デジタル10面セット



流動数
約50万人/日

■ エアポートバス ポスター・ステッカー



輸送人員
約5万人/月

■ 博多港 国際ターミナル電照看板



輸送人員
約13万人/月

■ 高速バスターミナル 西鉄天神ビジョン



輸送人員
約2万人/日

■ 福岡市地下鉄 窓上広告



■ フクオカ・バスビジョン



輸送人員
約5万人/月

■ キャナルシティライン ポスター



宿泊税の申告納入までの流れ

説明会(10月~11月)

福岡市から経営申告書を送付(12月上旬)

経営申告書の提出(~1/17予定)

福岡市から納入申告書・納入書等を送付(3月)

宿泊税の課税開始(令和2年4月1日~)

宿泊税(4月分)の申告納入(5月末まで)